

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	古賀市

古賀市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 古賀市建設産業部農林振興課農林振興係
所在地 福岡県古賀市駅東 1-1-1
電話番号 092-942-1111
FAX番号 092-942-3758
メールアドレス nourin@city.koga.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、ヒヨドリ、カラス、ドバト、アナグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	福岡県古賀市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	1, 253 千円	0.1 ha
	果樹 (柑橘類)	1, 600 千円	0.5 ha
	野菜類	1, 377 千円	0.5 ha
シカ	水稲	104 千円	0.1 ha
	果樹 (柑橘類)	3, 201 千円	1.0 ha
	野菜類	359 千円	0.15 ha
カラス	果樹 (柑橘類)	320 千円	0.1 ha
	野菜類	102 千円	0.05 ha
アナグマ	果樹 (柑橘類)	160 千円	0.05 ha
	野菜類	538 千円	0.25 ha

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ 農業者の高齢化が進んでいるため、個人での対策が困難な状況になりつつあると共に、農地や山林、原野の開発によりイノシシの生息区域が拡大し、農産物の被害が拡大している。イノシシによる被害は農業者の生産意欲を減退させており、耕作放棄地の増加の一因になっている。また、集落等における目撃も増加しており、農業被害だけでなく人的被害も懸念される。</p> <p>②シカ シカによる被害は、山間部を中心に年間を通して発生している。近年は特に柑橘類の樹木への被害が大きくなってきており、特徴としては剥皮被害や、若芽、新芽を齧られる被害が増加している。</p> <p>③鳥類、アナグマ 鳥類やアナグマによる被害は、柑橘類等の果樹・野菜を中心に拡大しており、特にカラス・ドバト、アナグマは、農産物被害だけでなく、集落周辺での生活環境への悪影響などの被害報告が多くなっている。また、ヒヨドリは、家庭菜園(果樹、野菜)での被害の声が寄せられており、今後の被害拡大が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
イノシシ	被害金額	4,230千円	2,961千円
	被害面積	2.2ha	1.54ha
シカ	被害金額	3,664千円	2,565千円
	被害面積	1.25ha	0.875ha
カラス	被害金額	422千円	295千円
	被害面積	0.15ha	0.105ha
ドバト	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0ha	0ha
アナグマ	被害金額	698千円	489千円
	被害面積	0.3ha	0.21ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	粕屋郡猟友会古賀支部に鳥獣捕獲等事業を委託し、被害防止の目的での予察捕獲や対処捕獲を行ってきた。	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。特に、シカやイノシシ等の捕獲鳥獣の処理は、相当の体力が必要であり、体制整備が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	古賀市の補助金や国庫事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)を活用し電気柵等の設置補助を行ってきた。	設置箇所以外の農地での被害が増加するため、周辺農地と連携した計画的な設置が必要となってきている。 また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝地帯の整備)、追払い活動の住民に対するよりいっそうの普及啓発活動が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

これまで古賀市では、捕獲については、粕屋郡猟友会古賀支部に委託し、防護については農業者への電気柵の設置経費の補助を行ってきたが、猟友会会員、農業者ともに高齢化が進んでいることから、狩猟者の担い手の育成を図るとともに、これまでの農業個別による防護対策から地域の関係機関が一体となった計画的な有害鳥獣対策を行なっていく必要がある。

また、シカによる被害が農産物の食害だけでなく、森林における剥皮被害も拡大しているため、捕獲数を増やすための取組を実施する。

- ①ワナ免許取得の推奨
- ②担い手への技術の継承
- ③関係機関の連絡調整会議の開催
- ④有害鳥獣の生息状況と生態の調査
- ⑤有害鳥獣捕獲数増加のための取組

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除は、粕屋郡猟友会古賀支部に委託して行なうほか、自衛のためのイノシシ箱ワナ捕獲者の捕獲隊の組織化を図る。

また、シカの生息密度増加により、森林被害が認められることから、古賀市による計画的な捕獲を平成31年度より実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備、自衛のための狩猟免許取得の推進、鳥害対策の調査研究
4年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備、自衛のための狩猟免許取得の推進、鳥害対策の調査研究
5年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備、自衛のための狩猟免許取得の推進、鳥害対策の調査研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績や県の生息状況に関する情報を踏まえ、適正な捕獲計画数の設定を行なう。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	250	250	250
シカ	200	200	200
ヒヨドリ	30	30	30
カラス	30	30	30
ドバト	30	30	30
アマグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・シカ 銃器・ワナを用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで予察捕獲を行なう。 銃器・ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行なう。</p> <p>○ヒヨドリ・カラス・ドバト 銃器を用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで対処捕獲を行なう。</p> <p>○アナグマ 箱ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵 12,000m	電気柵 12,000m	電気柵 12,000m
シカ	電気柵 36,000m	電気柵 36,000m	電気柵 36,000m

(2) その他被害防止に関する取組

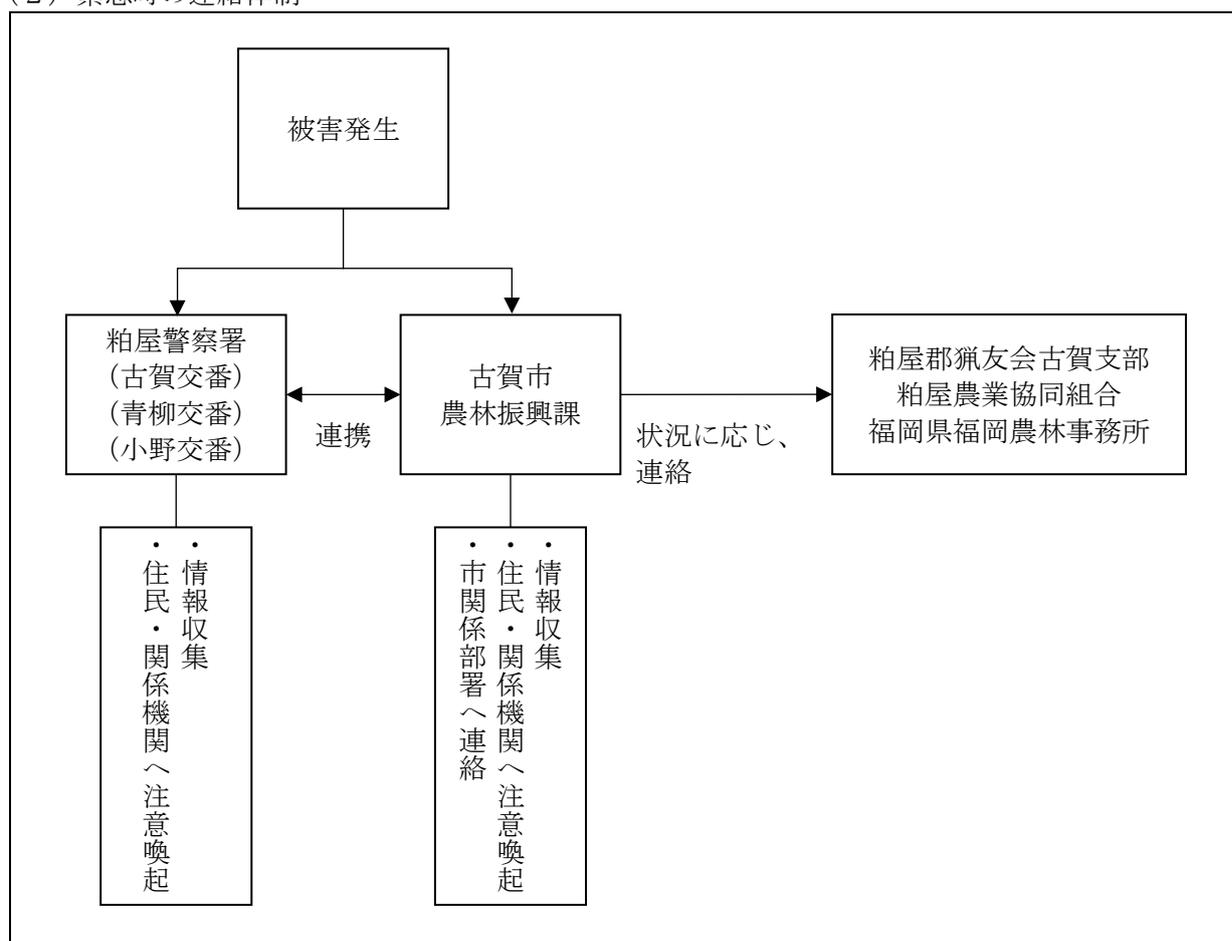
年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。
4年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。
5年度	イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古賀市 農林振興課	情報収集、駆除・捕獲依頼 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追い払い
粕屋警察署	情報収集 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追い払い
粕屋郡猟友会古賀支部	駆除・捕獲
粕屋農業協同組合	市・警察署に情報提供 農家への注意喚起
福岡県福岡農林事務所	市・警察署に情報提供 相談対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	処理方法
イノシシ・シカ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・アナグマ	捕獲現場での埋没、焼却処分や産廃業者による処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・シカについて、一部は捕獲者が持ち帰り食肉として自家消費。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	古賀市鳥獣被害防止対策協議会
関係機関等の名称	役割
古賀市 農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行なう。
粕屋郡猟友会古賀支部	有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行なう。
粕屋農業協同組合	被害等の把握、有害鳥獣関連の情報提供を行なう。
福岡県福岡農林事務所 (福岡県鳥獣保護員)	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
古賀市農区長会	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
福岡県広域森林組合	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
福岡県福岡農林事務所 (農業振興課) (林業振興課) 北筑前普及指導センター 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (地域環境課)	生育状況等に関する情報の提供 被害防止対策に関する技術的な助言
粕屋警察署	人的被害対策に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・市職員による実施隊を編成（令和2年度：農林振興課職員4名） ・適宜民間の実施隊員を任命（令和2年度：13名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>古賀市内における農作物の被害は深刻な状況に陥っているため、国庫事業を活用し侵入防止柵の整備を進めているが、山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域がある。そのため、近隣地域住民に依頼し、地域で被害防止策を講じる体制づくりを検討する。また、協議会による箱ワナやくくりワナの設置や被害防止のための巡回を実施する体制づくりを検討する。</p>

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

古賀市の周辺地域の被害防止対策協議会と連携し、情報交換等を行なう。
